

第 1 5 章 警報設備の基準（危政令第 2 1 条）

警報設備の技術上の基準（危省令第 3 6 条の 2 ～ 第 3 8 条）

1 警報設備の設置区分（危省令第 3 8 条第 1 項）

区 分	製造所等の区分	施設規模等
自動火災報知設備	製造所 一般取扱所	10 倍以上の危険物を取り扱うもので、 1 延べ面積 500 m²以上のもの 2 100 倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を 100 度未満で取り扱うものを除く。） 3 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）
	屋内貯蔵所	10 倍以上の危険物を貯蔵するもので、 1 100 倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。） 2 第 2 類，第 4 類の危険物（引火性固体，引火点 70 度未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの (1) 延べ面積が 150 m²を超えるもの（150 m²以内ごとに不燃区画があるものを除く。） (2) 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。） 3 第 2 類，第 4 類の危険物（引火性固体，引火点 70 度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積 500 m²以上のもの 4 軒高が 6 m 以上の平屋建てのもの
	屋内タンク貯蔵所	平家建以外の建築物で，10 倍以上の危険物（第 6 類，高引火点危険物を 100 度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、 1 液表面積 40 m²以上のもの 2 高さ 6 m²以上のもの 3 引火点 70 度未満のもの（他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）
	給油取扱所	10 倍以上の危険物を取り扱うもので、 1 一方開放型屋内給油取扱所 2 上部に上階を有する屋内給油取扱所
加入電話非常 ベル装置拡声 装置警鐘	上記以外のもので，10 倍以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。）	
—	上記以外のもの	

2 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危省令第38条第1項第1号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、危省令第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。

3 自動火災報知設備の基準

危省令第38条第2項の規定のほか次によること。（H1 危24）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) （1）のほか施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。